

大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例

○大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例

平成17年11月4日

条例第58号

改正 平成25年9月30日条例第28号

令和元年12月23日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、地域間交流の促進、観光事業の振興及び市民福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、大町市ふれあいセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 さざなみの名称及び位置は、次のとおりとする。

大町市ふれあいセンターさざなみ 大町市八坂15719番地

(指定管理者による管理)

第3条 さざなみの管理は、法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に定める指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第14号）第4条第1項各号のいずれにも該当するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) さざなみの利用の許可に関する業務

(2) さざなみの利用料金に関する業務

(3) さざなみの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、さざなみの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

(利用時間)

第5条 さざなみの利用時間は、午前10時から午後9時までとし、宿泊の場合は、午後3時から翌日の午前10時までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、さざなみの利用時間を変更することができる。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認を受けた内容について、さざなみの見やすい場所に掲示するとともに、その周知に努めなければならない。

(休館日)

第6条 さざなみの休館日は、毎週火曜日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定め、若しくは休館日に開館することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の承認を受けた内容について準用する。

(利用の許可)

第7条 さざなみを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例

3 第1項の規定にかかわらず、入浴施設のみを利用するときは、入浴券の購入及び販売をもって利用の申請及び利用の許可があったものとみなす。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

(1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上不相当と認められるとき。

(利用料金)

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可を受けたときに、指定管理者にさざなみの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、第7条第3項の規定により利用の許可とみなされる場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、第2項の承認を受けた内容について準用する。

5 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は全部若しくは一部の利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(2) 利用申請に偽りのあったとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、さざなみの利用が終了したとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 指定管理者は、利用者が故意又は過失によりさざなみの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく市長に届け出て、市長の指示に従い、その損害を賠償させなければならない。

大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
(八坂村の編入に伴う経過措置)
- 2 八坂村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、八坂村ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例(平成14年八坂村条例第24号)又は八坂村創作活動交流施設の設置及び管理に関する条例(平成元年八坂村条例第21号)(以下これらを「旧村の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 編入日前に、旧村の条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、旧村の条例の例による。
- 4 編入日前に、旧村の条例の規定により指定された指定管理者については、大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により指定された指定管理者とみなす。この場合において、当該指定管理者に係る指定の期間は、編入日前の期間を通算するものとする。

附 則(平成25年9月30日条例第28号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月23日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係るものについて適用し、同日前の施設の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例の規定に基づき発行された入浴料の回数券は、令和3年3月31日までの間、新条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

別表(第9条関係)

利用料金

施設名	単位	金額
交流広間	4時間	20,950円
シャワー料	1人	620円
入浴料	1人	620円
体験用機材倉庫	1ヶ月	104,760円
宿泊棟宿泊室	1人1泊	3,140円
宿泊棟和室会議室	4時間	5,230円
宿泊棟自炊室		

大町市ふれあいセンターさざなみ設置及び管理に関する条例

創作活動交流施設	4時間	5,230円
----------	-----	--------

備考

- 1 4時間を単位として金額を定める施設を、午後6時以後の夜間に利用する場合の利用料金は、4時間の金額とする。
- 2 入浴料は、回数券で納付することができる。